

算定基礎届ご提出についてのお知らせ

平成19年6月8日 発信

算定基礎届は、**健保提出用・社保提出用**を1部ずつ作成してください。

1. 磁気媒体（FD）でお届けの場合

社会保険届書作成プログラムに健保用の登録がされていない場合は、必ずご登録の上作成してください。 ※登録方法はホームページ参照の上、ご不明の場合は健保組合にお問い合わせください。

<http://www.itkenpo.jp>

ご提出内容	健保用	社保用
・算定基礎届総括表	社保分のコピー	社保より配付
・磁気媒体届書総括票	作成※代表者印を押印	作成※代表者印を押印
・FD	作成	作成
・総括表附表	社保分のコピー	社保より配付

2. 用紙でのお届けの場合

社保提出用・社保より配付される総括票・算定基礎届・総括表附表にご記入ください。
健保提出用・上記書類をすべてコピーし、代表者印を押印してください。

ご提出内容	健保用	社保用
・算定基礎届総括表	社保分のコピー	社保より配付
・算定基礎届	社保分のコピー※押印	社保より配付※押印
・総括表附表	社保分のコピー	社保より配付

※必ずコピー後に代表者印を押印願います。

届出対象者について

7月1日現在の**全被保険者**です。ただし、6月1日以降に被保険者となった人は、届出の必要はありません。
その他定時決定対象外の人につきましては、算定基礎届の用紙に必要事項をご記入ください。
・7月または8月に被保険者資格を喪失する人
・8月または9月に随時改定が行われる人（「算定基礎届総括表」に氏名等記入）

ご提出期限について

平成19年7月11日（水） 当健保組合必着にてお願いいたします。

ご注意ください

■従前と改定後の標準報酬月額に2等級以上の差がある場合

【固定的賃金の変動がない場合】

・月額変更には該当しません。非固定的賃金（残業等）のみが変動した方につきましては必ず「算定届」の備考欄に「**固定給の変動なし**」とご記入ください。

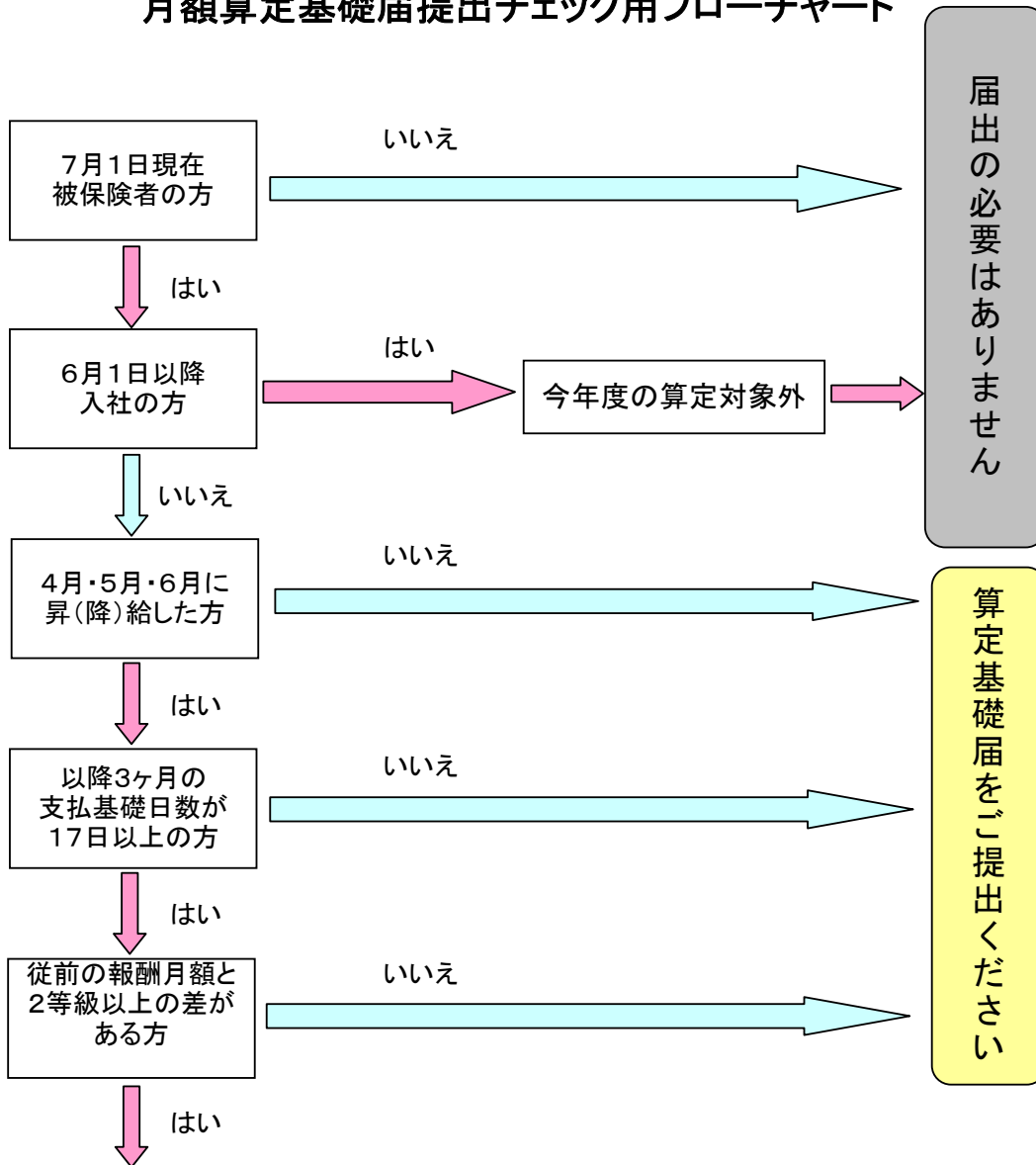
【固定的賃金の変動がある場合】

- ・次ページの表をご参照の上、月額変更該当・不該当をご確認ください。
- ・月額変更には該当する方につきましては、別途、「月額変更届」をご提出ください。
※7月月額変更該当者の算定届での代用は健保組合ではお受けできません。
- ・「月額変更届」ご提出の際は、備考欄の**昇(降)給差・昇(降)給年月**をご記入ください。

※当健保組合にて確認・点検後、賃金台帳・出勤簿等ご提出いただく場合がございますので、よろしくお願いたします

中部アイティ産業健康保険組合

月額算定基礎届提出チェック用フローチャート



下表"○"の場合
月額変更届をご提出ください

※備考欄に昇(降)給差・昇(降)給年月を
ご記入ください。

※8月または9月に月額変更される方は「算定基礎届総括表」に被保険者証番号・氏名をご記入ください。

※また、昨年(平成18年)8月以降未提出の月額変更届がございましたら、併せてご提出ください。

【参 照】

■ケース別固定的賃金の変動と月額変更(支払基礎日数の要件を満たしている場合)

報 酬	固定的賃金	↑	↑	↑	↓	↓	↓
	非固定的賃金	↑	↓	↓	↓	↑	↑
3ヶ月の報酬の平均額 (2等級以上の差)		↑	↑	↓	↓	↓	↑
月額変更 (随時改定)		○	○	×	○	○	×

算定基礎届の記載例

例1 一般的な例 4月・5月・6月の報酬と平均月額を計算

基本給や諸手当、その他報酬とされる手当をすべて計上します。

	支払基礎日数	基本給	家族手当	職能手当	通勤手当	残業手当	合計
4月	30日	250,000円	11,000円	10,000円	7,500円	12,900円	291,400円
5月	31日	250,000円	11,000円	10,000円	7,500円	11,200円	289,700円
6月	30日	250,000円	11,000円	10,000円	7,500円	23,700円	302,200円
						総計	883,300円

月給者は、通常、暦月日数と同じになります。

通勤手当は所得税の非課税限度額とは関係なく全額算入します。また、数ヶ月分の定期代が支給されたときは平均月額を記入します。

健康保険被保険者証の番号		① 被保険者の氏名	② 生年月日	③ 種別	④ 従前の標準報酬月額	⑤ 従前の改定月・原因
報 酬 月 額		報 酬 月 額		④ 支払基礎日数20以上の月の報酬月額の総計	⑥ 適用年月	⑦ 備 考
⑧ 算定対象月の報酬支払基礎日数	⑨ 金銭(通貨)によるものの額	⑩ 現物によるものの額	⑪ 合 計	⑫ 平均 額	⑬ 修正平均額	・ 遺及支払額 ・ 昇(降)給差の月額 ・ 昇(降)給月
氏名	氏名		⑭ 決定後の標準報酬月額	⑮ 従前の標準報酬月額	⑯ 厚年の標準報酬月額	※ 年 月
21	健保 太郎		501109	280	280	8年9月
4月 30	291,400		291,400	883,300	1,8	・ 遺及支払額 ・ 昇(降)給差 ・ 昇(降)給月
5月 31	289,700		289,700	294,433		
6月 30	302,200		302,200	300	300	

⇒報酬月額 883,300円 ÷ 3 = 294,433円
(平均額に円未満の端数が出た場合は、切り捨てた額を記入)
⇒標準報酬月額 300千円

例2 現物支給があるとき 標準価額で算入して計算

労働の対償として現物で支給するものがある場合は、通貨に換算します。食事・住宅は都道府県ごとに標準価額が定められています。(別紙:「都道府県別現物給与の標準価額」参照)
通勤定期券を現物で支給する場合は、1ヶ月当たりの額を計算して各月に算入します。

	支払基礎日数	基本給	諸手当	現物支給	合計
4月	30日	280,000円	40,000円	20,600円	340,600円
5月	31日	280,000円	65,000円	20,600円	365,600円
6月	30日	280,000円	50,000円	20,600円	350,600円
				総計	1,056,800円

現物で昼食(各月とも20日分)と通勤定期券(6ヶ月通勤定期券96,000円を購入して支給)を支給した場合

各月の昼食(標準価額230円の場合) 230円 × 20日 = 4,600円 + 各月の通勤定期 96,000円 ÷ 6ヶ月 = 16,000円 = 各月の現物給与 20,600円

健康保険被保険者証の番号		① 被保険者の氏名	② 生年月日	③ 種別	④ 従前の標準報酬月額	⑤ 従前の改定月・原因
報 酬 月 額		報 酬 月 額		④ 支払基礎日数20以上の月の報酬月額の総計	⑥ 適用年月	⑦ 備 考
⑧ 算定対象月の報酬支払基礎日数	⑨ 金銭(通貨)によるものの額	⑩ 現物によるものの額	⑪ 合 計	⑫ 平均 額	⑬ 修正平均額	・ 遺及支払額 ・ 昇(降)給差の月額 ・ 昇(降)給月
氏名	氏名		⑭ 決定後の標準報酬月額	⑮ 従前の標準報酬月額	⑯ 厚年の標準報酬月額	※ 年 月
15	健保 次郎		420622	340	340	8年9月
4月 30	320,000	20,600	340,600	1,056,800	1,8	・ 遺及支払額 ・ 昇(降)給差 ・ 昇(降)給月
5月 31	345,000	20,600	365,600	352,266		
6月 30	330,000	20,600	350,600	360	360	昼食・定期券

⇒報酬月額 1,056,800円 ÷ 3 = 352,266円(円未満は切り捨て)
⇒標準報酬月額 360千円

中部アイティ産業健康保険組合

例3 支払基礎日数17日未満の月があるとき その月を除いて計算

支払基礎日数が17日未満の月の扱い

支払基礎日数が17日未満の月については、通常月の報酬とかけはなれる場合があるため、報酬月額計算の対象から除くことになっています。

	支払基礎日数	基本給	諸手当	合計
4月	30日	308,000円	21,400円	329,400円
5月	15日	154,000円	14,500円	(対象外)
6月	30日	308,000円	19,700円	327,700円
			総計	657,100円

欠勤日数分だけ給料が差し引かれるという場合は、事業所が定めた日数から欠勤日数を引いたものが支払基礎日数となり、17日未満であれば、その月を平均額計算から除外します。

① 健康保険被保険者証の番号		② 被保険者の氏名		③ 生年月日		④ 種別		⑤ 従前の標準報酬月額		⑥ 従前の改定月・原因	
報酬月額											
⑦ 算定対象月の報酬支払基礎日数		⑧ 金銭(通貨)によるもの額		⑨ 現物によるもの額		⑩ 合計		⑪ 平均額		⑫ 修正平均額	
30		氏名 陣内 智雄		生年月日 4:8:01:2:5		種別 1・2・3 5・6・7		従前の標準報酬月額 3 0 0		従前の改定月・原因 1 8 年 9 月	
支払基礎日数	4月: 30	金銭によるもの額	329,400	現物によるもの額		合計	329,400	平均額	657,100	修正平均額	328,550
	5月: 15	金銭によるもの額	168,500	現物によるもの額		合計	-	平均額	328,550	修正平均額	
	6月: 30	金銭によるもの額	327,700	現物によるもの額		合計	327,700	平均額	328,550	修正平均額	
						総計	657,100	標準報酬月額	320		

⇒報酬月額 657,100円(4月分+6月分)÷2=328,550円
 ⇒標準報酬月額 320千円

例4 昇給差額が支給されたとき 差額を差し引いて計算

	支払基礎日数	基本給・諸手当	3月分昇給差額	合計
4月	30日	247,000円	12,000円	259,000円
5月	31日	252,000円		252,000円
6月	30日	249,000円		249,000円
			総計	760,000円

昇給が1ヶ月さかのぼって(遡及して)3月分の差額が4月に支払われたときなどは、昇給差額を差し引いた修正平均が用いられます。

① 健康保険被保険者証の番号		② 被保険者の氏名		③ 生年月日		④ 種別		⑤ 従前の標準報酬月額		⑥ 従前の改定月・原因	
報酬月額											
⑦ 算定対象月の報酬支払基礎日数		⑧ 金銭(通貨)によるもの額		⑨ 現物によるもの額		⑩ 合計		⑪ 平均額		⑫ 修正平均額	
11		氏名 長井 義和		生年月日 4:9:08:1:6		種別 1・2・3 5・6・7		従前の標準報酬月額 2 4 0		従前の改定月・原因 1 8 年 9 月	
支払基礎日数	4月: 30	金銭によるもの額	259,000	現物によるもの額		合計	259,000	平均額	760,000	修正平均額	249,333
	5月: 31	金銭によるもの額	252,000	現物によるもの額		合計	252,000	平均額	253,333	修正平均額	249,333
	6月: 30	金銭によるもの額	249,000	現物によるもの額		合計	249,000	平均額	249,333	修正平均額	249,333
						総計	760,000	標準報酬月額	240		

⇒単純平均 760,000円÷3=253,333円(円未満は切り捨て)
 ⇒修正平均 (760,000円-差額12,000円)÷3=249,333円(円未満は切り捨て)
 ⇒標準報酬月額 240千円

この場合、単純平均で計算すると標準報酬月額が260千円となりますが、修正平均を採用し、240千円となります。

例5 休職給が支給されたとき 休職給の月を除いて計算

	支払基礎日数	基本給	諸手当	合計
4月	30日	303,000円	13,200円	316,200円
5月	31日(休職給)	181,800円	—	181,800円
6月	30日	303,000円	14,500円	317,500円
			総計	815,500円

(6割支給)

休職給が支給されたときは、その月分を除いた修正平均が用いられます。

① 健康保険被保険者の番号	② 被保険者の氏名	③ 生年月日	④ 種別	⑤ 従前の標準報酬月額	⑥ 従前の改定月・原因
38	太田 ひかる	4:50:30	1-2-3 5-6-7	300	300
⑦ 算定対象月の報酬支払基礎日数	⑧ 金銭(通貨)によるもの額	⑨ 現物によるもの額	⑩ 合計	⑪ 支払基礎日数20以上の月の報酬月額の総計	⑫ 適用年月
4月 30	316,200		316,200	815,500	18年9月
5月 31	181,800		181,800	271,833	修正平均
6月 30	317,500		317,500	320	320
					5月休職給(6割)

⇒単純平均…………… 815,500円÷3≒271,833円(円未満は切捨て)

⇒修正平均…………… (4月分316,200円+6月分317,500円)÷2=316,850円

⇒標準報酬月額…………… 320千円

この場合、単純平均で計算すると標準報酬月額が280千円となりますが、修正平均を採用し、320千円となります。

※3ヶ月とも17日未満や無給などの場合には**従前の標準報酬月額**で決定いたします。
(この場合でも、算定基礎届で報酬月額の内訳の届出は必要です。)

●賞与等が年に4回以上支給される場合

定時決定等の際、年に4回以上支給される賞与等(名称を問わず実質的な性格が同じで労働の対償として支払われるもの)は報酬となります。具体的には、毎年7月1日前1年間に4回以上支給された賞与等の合算額を12で割って1カ月分を計算し、各月の報酬に算入します。

例 年2回の賞与(6月と12月に各350,000円)のほかに、9月に期末手当100,000円、3月に決算手当100,000円を支給している場合。

1年間											
7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
		1回目 10万円			2回目 35万円			3回目 10万円			4回目 35万円
		(期末手当)			(賞与)			(決算手当)			(賞与)
											計90万円

この場合、名称はことなっても実質的な性格が同じものが7月1日を基準とした前1年間に4回以上支給されているので報酬とみなされ、次の計算を行って各月の報酬に算入します。

(350,000円+350,000円+100,000円+100,000円)÷12=75,000円

→報酬として75,000円を各月に算入

都道府県別現物給与の標準価額

		食 事							住 宅 (数字のみは1畳、1月当たりの額)	その他 の給与	実 施 年月日
		1日当たり			1月当たり						
		朝	昼	夕	朝	昼	夕	朝昼夕			
1	北海道	130	180	210	3,900	5,400	6,300	15,600	1,040	時価	14.5.1
2	青 森	130	170	200	3,900	5,100	6,000	15,000	1,090	時価	7.5.1
3	岩 手	130	170	200	3,900	5,100	6,000	15,000	1,100	時価	11.5.1
4	宮 城	170	210	250	5,100	6,300	7,500	18,900	1,200	時価	5.5.1
5	秋 田	140	190	210	4,200	5,700	6,300	16,200	(注) 810	時価	11.5.1
6	山 形	150	170	210	4,500	5,100	6,300	15,900	1人1月当たり単身者4,700世帯者 18,900	時価	7.5.1
7	福 島	150	210	250	4,500	6,300	7,500	18,300	(注) 専有面積1㎡1月につき 670	時価	16.4.1
8	茨 城	170	220	240	5,100	6,600	7,200	18,900	(注) 1,200	時価	6.5.1
9	栃 木	170	240	250	5,100	7,200	7,500	19,800	1,200	時価	8.5.1
10	群 馬	170	220	250	5,100	6,600	7,500	19,200	寄宿・住込 6,200 世帯 21,000	時価	6.5.1
11	埼 玉	170	220	250	5,100	6,600	7,500	19,200	1,000	時価	17.4.1
12	千 葉	170	230	250	5,100	6,900	7,500	19,500	1,200	時価	15.4.1
13	東 京	170	230	260	5,100	6,900	7,800	19,800	1,360	時価	17.4.1
14	神奈川	170	230	250	5,100	6,900	7,500	19,500	1,210	時価	8.5.1
15	新 潟	140	200	220	4,200	6,000	6,600	16,800	1,300	時価	16.4.1
16	富 山	170	230	260	5,100	6,900	7,800	19,800	1,000	時価	6.5.1
17	石 川	170	230	260	5,100	6,900	7,800	19,800	1,000	時価	6.5.1
18	福 井	150	200	230	4,500	6,000	6,900	17,400	単身 3,500 世帯 13,000	時価	14.5.1
19	山 梨	150	190	220	4,500	5,700	6,600	16,800	寄宿・住込・独身寮5,700世帯 20,200	時価	7.5.1
20	長 野	150	200	230	4,500	6,000	6,900	17,400	寄宿・住込 5,500 その他 12,000	時価	18.4.1
21	岐 阜	150	200	240	4,500	6,000	7,200	17,700	(注)	時価	9.5.1
22	静 岡	160	230	260	4,800	6,900	7,800	19,500	870	時価	17.4.1
23	愛 知	160	270	290	4,800	8,100	8,700	21,600	(注)	時価	12.5.1
24	三 重	150	210	240	4,500	6,300	7,200	18,000	寄宿・住込・独身寮3,600世帯 14,100	時価	16.4.1
25	滋 賀	130	200	230	3,900	6,000	6,900	16,800	専有面積1.65㎡(1畳) 900	時価	13.5.1
26	京 都	150	220	250	4,500	6,600	7,500	18,600	1,250	時価	10.5.1
27	大 阪	160	260	280	4,800	7,800	8,400	21,000	1,400	時価	15.4.1
28	兵 庫	150	240	280	4,500	7,200	8,400	20,100	1,200	時価	14.5.1
29	奈 良	130	240	250	3,900	7,200	7,500	18,600	1,050	時価	5.5.1
30	和歌山	150	210	230	4,500	6,300	6,900	17,700	900	時価	5.5.1
31	鳥 取	130	180	210	3,900	5,400	6,300	15,600	860	時価	17.4.1
32	島 根	160	230	240	4,800	6,900	7,200	18,900	(注)	時価	14.5.1
33	岡 山	130	230	250	3,900	6,900	7,500	18,300	寄宿・住込 4,500 その他 14,000	時価	6.5.1
34	広 島	130	260	260	3,900	7,800	7,800	19,500	1.65㎡(1畳) 900	時価	6.5.1
35	山 口	140	210	230	4,200	6,300	6,900	17,400	1,000	時価	16.4.1
36	徳 島	150	210	230	4,500	6,300	6,900	17,700	900	時価	3.5.1
37	山 口	160	210	240	4,800	6,300	7,200	18,300	910	時価	5.5.1
38	愛 媛	150	220	250	4,500	6,600	7,500	18,600	1,000	時価	8.5.1
39	高 知	150	220	250	4,500	6,600	7,500	18,600	畳1畳又は1.65㎡ 1,020	時価	15.4.1
40	福 岡	150	200	230	4,500	6,000	6,900	17,400	1,100	時価	17.4.1
41	佐 賀	140	190	220	4,200	5,700	6,600	16,500	900	時価	15.4.1
42	長 崎	150	200	250	4,500	6,000	7,500	18,000	寄宿・住込 3,500 その他 12,000	時価	8.5.1
43	熊 本	150	200	250	4,500	6,000	7,500	18,000	寄宿・住込 3,800 その他 14,000	時価	7.5.1
44	大 分	150	210	230	4,500	6,300	6,900	17,700	900	時価	8.5.1
45	宮 崎	150	180	230	4,500	5,400	6,900	16,800	860	時価	17.4.1
46	鹿 児 島	150	200	230	4,500	6,000	6,900	17,400	世帯 12,200 独身寮 3,200	時価	6.5.1
47	沖 縄	140	190	210	4,200	5,700	6,300	16,200	910	時価	6.5.1

※平成12年4月3日「現物給与の価額を定める公示」による(4月1日適用)。ただし、愛知は12年4月19日公示(5月1日適用)、滋賀は13年4月20日公示(5月1日適用)、北海道・福井・兵庫・島根は14年4月23日公示(5月1日適用)、千葉・大阪・高知・佐賀は15年3月24日公示(4月1日適用)、福島・新潟・長野・三重・山口は16年3月24日公示(4月1日適用)、埼玉・東京・静岡・鳥取・福岡・宮崎は17年3月24日公示(4月1日適用)、長野は18年3月24日公示(4月1日適用)。

(秋田:注)通勤のための交通用具の給与 1人1月につき5,990円

(福島:注)通勤のための交通用具(事業所専用のバス・乗用車等)の給与 1人1月につき5,760円

(茨城:注)通勤のための交通用具(事業所専用のバス・乗用車に限る)の給与 1人1月につき5,800円

(岐阜:注)1㎡(寄宿・住込等の場合の共用部分は含まず)1月につき450円

(愛知:注)住込・単身者向き住宅1月5,900円 世帯向き住宅1月16,800円

(島根:注)寄宿・住込の場合1月3,600円、その他の場合畳1畳1月につき500円